

【テーマ1】暮らしやすい環境・エネルギー先進都市の構築

めざす方向

◎豊かで快適な大気・水質が保全され、温暖化対策が進み、府民が暮らしやすく、かつ事業活動が行いやすい環境・エネルギー先進都市をめざします。

(中長期の目標・指標) 「将来ビジョン・大阪」に掲げる将来像イメージ「新エネルギー都市 ナンバー1」

- ・新たなエネルギー社会の構築：令和2年度までに太陽光発電の普及促進等により、150万kWを新たに創出 (おおさかエネルギー地産地消推進プラン)
- ・低炭素・省エネルギー社会の構築：令和2年度までに温室効果ガス排出量を7%削減する(平成17年度比) (大阪府地球温暖化対策実行計画)
- ・資源循環型社会の構築：令和2年度までに次の目標を達成する (大阪府循環型社会推進計画)

廃棄物として排出されるものの全体量(総排出量)を、一般廃棄物について278万トン以下、産業廃棄物について1,534万トン以下にする
 排出量のうち再生利用される量の割合を、一般廃棄物について15.8%以上、産業廃棄物について32.2%以上にする
 焼却等の処理を経て、最終的に埋立処分される量を、一般廃棄物について32万トン以下、産業廃棄物について37万トン以下にする
 1人1日当たりの生活系ごみ排出量を、403g/人・日以下にする
- ・健康で安心して暮らせる社会の構築：令和2年度までに環境リスクの高い化学物質の排出量を平成22年度より削減する (大阪21世紀の新環境総合計画)
- ・動物愛護の推進：令和5年度までに犬および猫の返還譲渡率を、それぞれ70%および10%まで向上する (大阪府動物愛護管理推進計画)

＜今年度何をするか(取組の内容、手法・スケジュール等)＞	＜何をどのような状態にするか(目標)＞	＜進捗状況(H31.3月末時点)＞
<p>■創エネ・省エネの普及推進等</p> <p>・おおさかエネルギー地産地消推進プランに基づき、「おおさかスマートエネルギーセンター(*4)」を中心に、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの普及拡大、省エネの促進などを図る。</p> <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇家庭の省エネ・エコライフスタイル推進強化事業 <ul style="list-style-type: none"> 30年8月：養成講座開講 30年9月～31年2月：省エネ相談会開催 ◇おおさか版イニシャルゼロ省エネ設備改修マッチング事業 <ul style="list-style-type: none"> 30年2月：サポート事業者の募集開始 4月：改修希望の中小事業者等の募集開始 ◇府民共同発電補助事業 <ul style="list-style-type: none"> 30年9月：実施NPO等決定 31年2月：公益的施設への太陽光パネルの設置 	<p>◇成果指標(アウトカム)</p> <p>(定性的な目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大、エネルギー消費の抑制などの観点から取組みを進め、産業活動をはじめ大阪の成長や安定した府民生活と調和の取れた、「新たなエネルギー社会の構築」を目指す。 <p>▷</p> <p>[活動指標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネアドバイスを行う推進員の養成：20名 ・家庭の省エネ個別対応型相談会の実施：700名 ・おおさか版イニシャルゼロ省エネ設備改修マッチング事業をはじめ、業界団体とも連携した府内中小事業者等の省エネを促進。 ・府民共同発電補助事業による公益的施設への太陽光パネルの設置：2件 ・地中熱、下水熱の利用促進を図るための普及啓発。 	<p>○創エネ・省エネの普及推進等を着実に実施するため、以下の取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネアドバイスを行う推進員の養成：32名 ・家庭の省エネ個別対応型の相談会：818名 ・おおさか版イニシャルゼロ省エネ設備改修マッチング事業：中小事業者からの申請登録5件 ・業界団体と連携した中小事業者等の省エネ促進：講演33回・セミナー3回 ・府民共同発電補助事業による公益的施設への太陽光パネルの設置：2件 ・スマートエネルギー協議会やNPO法人主催のシンポジウムにおいて、地中熱、下水熱利用の普及啓発を実施。 ・地中熱利用の普及啓発に活用するため、「地中熱ポテンシャルマップ」を作成。 ・能勢町等が実施するスマートコミュニティ形成のモデル事業にオブザーバーとして参画。検討内容に対する助言等を実施。

<p>■府域における太陽光発電施設の地域との共生を推進する体制<大阪モデル>の円滑な運営</p> <p>・太陽光発電施設の不適切な設置や地域住民とのトラブルとの未然防止等を図るため、国・府・市町村で「情報共有」、「連携協力」して対応する仕組み「大阪モデル」(H29.11月体制構築)を円滑に運営する。</p> <p>(スケジュール) 30年5月:「太陽光発電施設の地域共生に向けた近畿経済産業局・大阪府連携協力会議」(以下「協力会議」という。)や「太陽光発電施設の地域共生に向けた大阪府庁内連絡調整会議」(以下「調整会議」という。)の開催以降、事案の発生など必要に応じ随時開催</p>	<p>・新たなスマートコミュニティの府域での実現に向け、市町村や民間事業者等に対する情報提供や技術的助言を行うなど様々な支援を実施。</p> <p>◇成果指標 (アウトカム) (定性的な目標) ・大阪モデルの核である「協力会議」と「調整会議」を通し、「情報共有」、「連携協力」して、太陽光発電施設の適正な設置や地域との共生を図る。</p> <p>[活動指標] ・事業計画認定に係る「申請/認定情報」を府・市町村で情報共有を行ない、法令遵守事項等に関して連携協力の上、事業者に対して指導・助言のもとトラブルを未然防止。 ・「国の事業計画策定ガイドライン」における地域との共生に関する事項を取りまとめたリーフレットを更新し、府・市町村と連携協力の上、事業者等に周知徹底。 ・トラブルには、国、府、市町村が役割分担のもと、連携協力し対応。</p>	<p>○<大阪モデル>を円滑に運営するため、以下の取組みを行った。</p> <p>・事業計画の新規認定事案等について、定期的な情報収集等:31件 ・大阪モデルの運営マニュアルを策定し、国や市町村等に配付(8月)。 ・トラブル継続中の豊能町事案2件について、部会を開催し、今後の対応等について国・町等と協議。また、地元自治会関係者と意見交換等を実施。 ・府内市町村が条例制定を検討する際の参考となるよう、市町村条例の雛形を作成し、府内市町村に配布(12月)。併せて、条例の制定にあたり助言等を実施(1~3月)。</p>
<p>■大阪府地球温暖化対策実行計画に基づく対策の推進</p> <p>・温暖化防止条例(*5)に基づき、届出制度、評価制度を運用し、業務部門・産業部門等の大規模事業者(特定事業者)の温室効果ガス排出抑制を進める。 ・府域における気候変動の影響への「適応(*6)」の取組みを進めるとともに、府民や事業者、NPO等が理解をさらに深めるための啓発を実施する。</p> <p>(スケジュール) ◇条例に基づく届出制度・評価制度 30年5月:特定事業者向けセミナー 8月、9月:届出(実績報告書、対策計画書)×切 31年3月:届出の集計結果、評価結果の公表 ◇気候変動の影響への適応の推進 30年6~7月:取組状況の取りまとめ・庁内調整 11月:環境審議会への報告</p>	<p>◇成果指標 (アウトカム) (定性的な目標) ・NPOや市町村など「適応」を推進する人材づくりを進め、府民・事業者の「適応」の認知度を高めることにより、気候変動の影響による被害を最小限あるいは回避する取組みが進む。 (数値目標) ・特定事業者の温室効果ガス排出量を削減(前年度比1%以上)</p> <p>[活動指標] ・全特定事業者からの実績報告書の届出(約900事業者) ・3年に1度、特定事業者が提出する対策計画書に基づく評価の実施(約600事業者)</p>	<p>○大阪府地球温暖化対策実行計画に基づく対策を推進するため、以下の取組みを行った。</p> <p>[条例に基づく届出制度・評価制度] ・特定事業者向けセミナー・個別相談を実施:325名 ・実績報告書(870事業者)と対策計画書(571事業者)の確認及び指導・助言。</p> <p>[気候変動の影響への適応の推進] ・啓発の担い手向け「適応」学習会の開催:4回 ・ヒートアイランド対策の啓発イベント開催(8月):約210名 ・地域における「適応」の啓発:5回 ・事業者向け「適応」セミナーの開催:1回</p>

30年7月～31年3月：「適応」の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発の担い手向け「適応」学習会の開催 4回 ・地域における「適応」の啓発 4地域 ・事業者向け「適応」セミナーの開催 1回 	
---------------------	--	--

資源循環型社会の構築

＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞	＜何をどのような状態にするか（目標）＞	＜進捗状況（H31.3月末時点）＞
<p>■ 循環型社会推進計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・28年度に策定した、「大阪府循環型社会推進計画」（目標：令和2年度）に基づき、資源の循環的利用のほか、廃棄物の排出・処分量の抑制、適正処理等を推進するため、市町村と連携した3R（*7）の推進、家庭における食品ロス（*8）の削減に向けた啓発、建設混合廃棄物の発生抑制・適正処理等の促進を行う。 ・計画の進捗管理のため、数値目標の達成状況や、施策等の実施状況を確認し公表する。 <p>（スケジュール）</p> <ul style="list-style-type: none"> 30年6月：29年度の計画目標の実績値と施策の実施状況について庁内・市町村へ照会 8月：進捗状況の取りまとめ・庁内調整 9月：進捗状況の公表 	<p>◇ 成果指標（アウトカム） （定性的な目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の実施状況を的確に把握して計画の進捗状況を公表することにより、計画の令和2年度数値目標（排出量、再生利用率、最終処分量）の達成を目指す。 <p>〔活動指標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内のリサイクルの現状や課題、食品ロス削減に向けた啓発などについて、市町村と情報交換を行い、優良な取組み事例等を共有。 ・建設混合廃棄物の発生抑制等に向けた取組みを進める。 <p>▷</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 庁内建設リサイクル関係部局、業界団体等と連携して、啓発リーフレットを配付するとともに、各種説明会等において先進事例等の情報提供。 ② 発生抑制事例について、解体件数の多い中小元請業者から情報収集等を進め、適正処理等を推進するとともに、不適正処理については早期の是正を図る。 	<p>○ 循環型社会推進計画を着実に推進するため、以下の取組みを行った。</p> <p>〔情報交換・事例共有〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村との情報交換により29年度の府及び市町村の施策の実施状況を把握し、排出量やリサイクル率等の目標達成状況について、市町村別に公表（9月）。 ・10月の3R推進月間に「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、市町村や事業者と連携してマイバック常時携帯や食品ロス削減を府民に啓発。 ・市町村との定例会議を通じて、市町村へ優良な取組み事例を紹介するとともに、各市町村の課題等を確認した。（12～1月） <p>〔建設混合廃棄物の発生抑制等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内建設部局窓口等でリーフレットを配付。建設リサイクル法説明会（年3回）、業界団体に対する説明会の場で混合廃棄物抑制の必要性等について説明し、リーフレットを配付。 ・建設工事現場等の立入検査を実施し、解体工事における不適正処理などについて呼出指導等を行い、是正させた（5社）。
<p>■ 使用済の電気電子機器に係る規制指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30年4月から廃棄物処理法に基づき、使用済の電気電子機器（廃棄物を除く）の保管・処分を行おうとする者は、「有害使用済機器（*9）」の知事等への届出が必要。そのため、取扱業者に対し、説明会の開催等を通じて制度の周知を図っていく。 	<p>◇ 成果指標（アウトカム） （定性的な目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済の電気電子機器の適正な処理を指導し、火災や有害物質の飛散等を防止。 	<p>○ 使用済の電子機器の適正な処理を推進するため、以下の取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済電気電子機器の届出や規制の内容について、スクラップを扱う事業者を対象に府内3箇所で開催した説明会（5月）し、計97名が参加。また、指導に齟齬が生じないよう説明会の質疑内容を

<p>(スケジュール)</p> <p>30年 5月 : 届出対象者への説明会 金属くず商許可業者等への制度 周知文書の送付</p> <p>10月 : 既存業者の届出期限</p> <p>10月~ : 届出事業場へ順次立入検査を行い、 基準適合の指導</p>	<p>▷ (活動指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出対象者への説明会の開催 ・関連業者への制度周知文書の送付 ・有害使用済機器の届出促進 ・届出事業場への立入検査 	<p>産廃7政令市(政令指定都市・中核市)に共有。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古物商や金属くず商の許可業者名簿から、使用済み電気電子機器の届出対象の可能性のある業者に制度周知文書を送付(7月)。 ・金属くず商等の現場を確認し、必要に応じ届出指導を行い、3月末現在14事業者が届出。 ・引き続き、制度の周知や届け出指導を行い、廃棄物の適正処理を進めていく。
---	---	---

健康で安心して暮らせる社会の構築

<今年度何をするか(取組の内容、手法・スケジュール)>	<何をどのような状態にするか(目標)>	<進捗状況(H31.3月末時点)>
<p>■ PCB 適正処理 (PCB 特措法改正に伴う強化取組みの着実な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度末までの完全処分を保有者に対して義務付けた高濃度PCB(*10)使用製品及び廃棄物について、府域の保有実態を把握し、期限内の完全処分を目指す。 <p>(スケジュール)</p> <p>(10人以上の事業所)</p> <p>30年 4、5月 : 保有実態調査の未回答事業者に督促 4~7月 : 回答内容の入力・集計 9月~ : 保有可能性のある事業者を対象とした説明会開催 保有事業者への届出及び適正処理指導</p> <p>(10人未満の事業所等)</p> <p>7月~ : ポスター等を利用した掘り起こし</p>	<p>◇ 成果指標 (アウトカム) (定性的な目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掘り起こされた事業者に対して期限内の適正処理を指導し、府内のPCB汚染を防止。 <p>(活動指標)</p> <p>▷ 保有実態調査やポスター掲示等によるPCB使用製品及び廃棄物の掘り起こしで、保有可能性のあると回答のあった事業者に対して説明会を行い、保有が判明した事業者には届出及び適正処理を指導。</p>	<p>○ PCBの適正処理を進めるため、以下の取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員10人以上の22,500事業者に対し、PCB機器保有実態調査の督促、集計及び法に基づく届出指導等を行った。 * 29年度に実施した保有実態調査票の督促(約1,100者)を行った(4~6月)。 * 保有している可能性のある事業者(約1,200者)に対して、説明会を6回実施するとともに、欠席者等には電話、立入検査により届出及び適正処理を指導した(9~3月)。 ・従業員10人未満の事業者に対し、業界団体(14団体)を通じたポスターの掲示、チラシの配付や説明会への講師派遣等(15回)により、PCB含有機器保有者の掘り起こしを行った(5~3月)。
<p>■ 水銀に関する水俣条約の実施を確保するための大気排出規制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30年4月に施行された改正大気汚染防止法を踏まえ、府域における大気への水銀排出量の把握を行い、水銀汚染の防止を目指す。 <p>(スケジュール)</p> <p>30年 4~5月 : 大防法による使用届出の審査 6~12月 : 政令市等への協力要請、届出情報の整理、行政測定</p>	<p>◇ 成果指標 (アウトカム) (定性的な目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府域の大気への水銀排出量の概要を試算により把握し、府域における水銀排出量の抑制を図る。 <p>(活動指標)</p> <p>▷ 規制対象となった府所管約30施設、政令市等所管約150施設の届出状況及び届出値を把握。 ・排出基準超過の場合には、排出抑制を指導。</p>	<p>○ 水銀に関し、適正な大気排出規制を進めるため、以下の取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制対象となった府所管24事業所(39施設)について使用届出書の審査(4~5月)を行うとともに、政令市等が所管する71事業所(141施設)に関する届出情報の提供を受けた(7~8月)。 ・府が所管する2事業所において、排ガス中水銀濃度に係る行政測定を実施したところ、いずれも排出基準値を大きく下回っていた。また、届出値と実測値に大きな乖

<p>31年 1～3月：府域の大気排出量の試算 (31年度：府域排出量の推計)</p>	<p>・届出値をもとに府域の規制対象施設からの大気排出量（試算値）を把握し、次年度に実施予定の規制対象施設からの大気排出量の推計を行うとともに、重点的に指導監督を行う発生源の選定に活用する。</p>	<p>離がないことを確認した（10月、12月）。 ・上記情報から、府域の水銀排出量の概要を試算により把握。今後、これらの情報をもとに、規制対象施設への立入検査を実施。</p>
---	---	---

すべてのいのちが共生する社会の構築

<p><今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）></p>	<p><何をどのような状態にするか（目標）></p>	<p><進捗状況（H31.3月末時点）></p>
<p>■動物の愛護と適正管理の取組みの推進</p> <p>・動物の引取り数削減と譲渡の推進を図り、人と動物が共生できる社会の実現に向け、大阪府動物愛護管理推進計画に則した行動計画である「おおさか動物愛護アクションプラン」に基づき、様々な事業を展開。また、動物愛護管理センターの取組みに賛同する方から寄附を募り、基金事業として新たな事業を実施し、更なる動物愛護管理行政の推進を図る。</p> <p>（スケジュール）</p> <p>◇府推進計画及びアクションプラン 30年度中：アクションプランの進捗管理及び31年の府推進計画（26年～35年）の中間報告に向けて実績をとりまとめる。</p> <p>◇基金事業</p> <p>・トレーニングやトリミングによって譲渡を促進する事業 30年4月～5月：事業実施者を選定、実施に向け調整 6月以降：必要な動物に対し随時実施</p> <p>・所有者のいない動物を減らす事業 30年4～8月：関係者等（市町村、事業実施者）と事業実施に向け調整 9月以降：順次事業実施</p> <p>・離乳期の子猫や健康状態が悪い動物等手厚い管理が必要な動物を救う事業 30年4～5月：事業実施者を選定、実施に向け調整 6月以降：必要な動物に対し随時実施</p>	<p>◇成果指標（アウトカム） (定性的な目標)</p> <p>・動物愛護管理センターを拠点として、各種施策等を展開し、社会全体で殺処分がゼロとなることを目指す。</p> <p>・犬猫の引取り数の削減や返還譲渡率の向上を目指す。</p> <p>[活動指標]</p> <p>・来所者数：4,000名 *譲渡前講習会定期開催 *ふれあい体験随時開催 等</p> <p>・基金事業の実施 *トレーニングやトリミングによって譲渡を促進する事業：譲渡10頭 *所有者のいない動物（野良猫等、特に子猫）を減らす事業：実施地域2地域 *離乳期の子猫や健康状態が悪い動物等手厚い管理が必要な動物を救う事業：15頭</p>	<p>▶ ○すべてのいのちが共生する社会の構築に向けて以下の取組みを行った。</p> <p>[府推進計画及びアクションプラン]</p> <p>・30年度においては、動物愛護管理センターに2,929名が来所し、譲渡前講習会やふれあい体験などに参加。 *ふれあい体験等参加者：897名 *出前授業実施数：13校 *職場体験実施数：7校 *開所1周年記念事業として、8月5日に「アニマルハーモニー大阪のつどい」を実施。 参加者数：延260名</p> <p>[基金事業]</p> <p>・「トレーニングやトリミングによって譲渡を促進する事業」については、トリミング5頭、トレーニング4頭を実施し、3頭譲渡済み。</p> <p>・「所有者のいない動物（野良猫等、特に子猫）を減らす事業」については、市町村を対象とした説明会を開催（5月）し、2地域で、野良猫の子猫を減らすため、エサやりルールの徹底や不妊去勢手術の実施など、地域の実情にあった対策を実施。</p> <p>・「離乳期の子猫や健康状態が悪い動物等手厚い管理が必要な動物を救う事業」については、事業実施者を選定（8月）し、9頭について飼養管理等を委託し、全頭譲渡済み。</p>

